住所　神戸市東灘区魚崎北町１丁目10番11号
金智絵　昭和60年６月13日生
住所　神戸市垂水区舞多聞西８丁目８番２号
呉大一　昭和57年２月16日生
住所　神戸市中央区栄町通５丁目１番22―1303号
李東守　昭和55年12月16日生
住所　兵庫県尼崎市塚口本町２丁目４番18―102号
李理恵　昭和53年９月21日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―315号
韓晟映　昭和41年３月28日生
韓和基　平成９年１月26日生
住所　福岡市中央区赤坂１丁目２番15―501号
劉美幸　昭和44年12月15日生
林マヤ　平成10年２月７日生
林マホ　平成12年７月11日生
住所　熊本県荒尾市本井手1518番地１
劉美貴　昭和49年９月17日生
住所　北九州市八幡西区楠橋東１丁目２番23号
劉岩夫　昭和20年３月24日生
李百合子　昭和24年11月28日生
劉竜二　昭和48年９月６日生
住所　広島市佐伯区藤の木３丁目９番９号
李暁明　昭和52年12月25日生

○外務省告示第二百二十九号

平成二十八年七月二十日にマプトで、イレークアンバ間道路橋梁（りょう）整備計画のための贈与に関する平成二十五年六月十四日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

平成二十九年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　内容　贈与の限度額を「五十億四千百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　水谷章在モザンビーク大使

モザンビーク側　ニェレティ・ブルーク・モンドラーネ外務協力副大臣

○外務省告示第二百三十号

平成二十九年五月十六日にルサカで、第二次ルサカ郡病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　第二次ルサカ郡病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十九億八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　側島秀展在ザンビア大使

ザンビア側　フェリックス・ムタティ財務大臣

○外務省告示第二百三十一号

平成二十九年六月二十二日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十九年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　引原毅在ラオス大使

ラオス側　カンパオ・ウーンタヴォン外務副大臣

○外務省告示第二百三十二号

平成二十九年六月二十二日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十九年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億六千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　アラン・ピーター・カエタノ外務大臣

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川乙一〇三三の二、乙一〇三四の二、乙一〇三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下畑野川乙一〇三三の二・乙一〇三四の二・乙一〇三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市日光二四八二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県胎内市下荒沢字胎内山一二〇一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県新庄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町川相字大段二一七三の二二

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市門田町字大平四一〇〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため